

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍者とは、何らかの事情で出生届が出されなかったため、戸籍がないまま暮らさざるを得ない人のことです。無戸籍者は、みずからに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などで救済されたケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益をこうむっています。

同じ我が国の国民であるにもかかわらず、無戸籍者がこうした種々の生活上の不利益をこうむるといふ無戸籍問題は、基本的人権にかかわる深刻な問題です。無戸籍者は、みずからが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要です。

よって、国会及び政府は、無戸籍問題の解消に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 強制認知調停の申し立てについては、受け付け等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な対応がなされることのないよう指導するとともに、法務省及び裁判所のホームページの記載内容や申立書の書式等を改めること。
2. 関係府省庁からの通知等により、無戸籍状態にあったとしても一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが地方自治体の職員にまで浸透しておらず、誤った案内がなされている事例が見受けられるため、窓口担当者を含め、関係機関に対して無戸籍問題への理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
3. 嫡出否認の提訴権者を拡大し、出訴期間を延ばすよう手続を見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月25日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

法務大臣